**建築物の維持保全について**

**〇維持保全**

建築物の所有者・管理者は、建築基準法第８条に基づき、建築物を常に安全な状態に維持しなければなりません。建築物は年月を経るに従って、老朽化などにより本来の性能が低下するなど変化が生じます。

このような状態を放置していると、建築物の耐久性や安全性に著しく支障をきたし、思わぬ事故が発生する原因にもなります。

日頃から適切な維持保全をすることは、事故や災害を未然に防ぐ上でとても重要なことなのです。

建築物に不具合が見つかった場合には、専門の建築士に相談したり、県が設置した相談窓口などを活用して、早めの対策を講じることをお勧めします。

**〇定期報告制度**

不特定多数の人が使用する建築物などについては、定期的な報告をしなければなりません。

定期報告とは、建築物が存続される間、安全な状態が維持されているかを、建築士など専門家による調査により確認し、その状況を建築物の所有者などが特定行政庁に報告する、いわば「建築物の健康診断」です。

あなたの財産である建築物を健全に保つため、定期報告制度を積極的に活用しましょう。

詳しくは、下記までお気軽にご相談ください。

＜定期報告制度について＞

うるま市都市建設部建築行政課建築行政係　　　TEL：098-923-7601

＜各種相談窓口＞

「住まいの総合相談窓口」（沖縄県住宅供給公社内）　　　TEL：098-917-2433

「社団法人沖縄県建築士事務所協会」　　　TEL：098-879-1311